

# 創業 セミナー

受講料  
無料

「いつかやりたい」を、「今、やってみる」に変えてみませんか？自分の夢を実現したい、趣味や特技を活かしたい、定年後の第2の人生の準備に新たな収入源を得たいなど、創業を考える人が増えています。

このセミナーは、創業を考えている方や、創業したばかりの方、事業承継を考えている方などに向けた全3回の基礎講座です。ビジネスの基礎、事業計画の立て方、創業の手続きなど、初めてでも分かりやすくサポートします。迷っているあなたの背中を、そっと押す3日間です。まずは一步、踏み出してみましょう！

開催日時

令和8年 10/8(木) 15(木) 22(木)

全日 18:30 ~ 20:30

会場 三郷町文化センター2階「研修室(1)」

生駒郡三郷町勢野西1-2-2

TEL:0745-72-4461

定員 20名(先着順)

対象者 新規創業・第2創業・事業承継を検討されている方

主催 斑鳩町商工会・安堵町商工会・三郷町商工会・平群町商工会

お問い合わせ 三郷町商工会 生駒郡三郷町勢野西1-2-2  
TEL:0745-72-7462 FAX:0745-32-5239

本事業は特定創業支援等事業の一環として開催いたします。  
特定創業支援等事業については裏面をご確認ください。



QRコードからも  
お申し込み  
いただけます。



はじめるなら、いま。  
あなたの「やってみよう」を、  
事業にしよう。

10/8  
木

経 営

- ◆創業の動機と目的、経営の全体像
- ◆ビジネスアイデアの検討と事業計画
- ◆創業に必要な手続き

販路開拓① ◆お客様は誰かを考える

10/15  
木

販路開拓②

- ◆商品・サービスのセールスポイント
- ◆デジタルを活用したマーケティング

財 務 ① ◆創業時に必要な資金と調達方法

10/22  
木

財 務 ②

- ◆売上や利益の予測と収支計画のたて方

人 材 育 成

- ◆労務管理の基礎知識
- ◆必要な従業員の確保と人材育成

## PROFILE

(株)ブルーオーキッドコンサルティング  
代表取締役

講師

中小企業診断士

渡辺 淳 氏



NTT・NTT西日本での実務経験と、中小企業診断士・MBAで磨いた経営視点を軸に、中小企業の「デジタル化による経営変革」を奈良から支え続けるコンサルタント。DX・生成AI活用をはじめ、マーケティング戦略、創業、事業承継、補助金活用まで、支援領域は経営の川上から川下に及ぶ。年間50本を超える講演・セミナーは「難しいことをわかりやすく伝える」と定評があり、現場に根ざした「伴走型支援」を信条とする。奈良県中小企業診断士会会長として、地域産業の発展にも尽力している。



FAX方向



0745-32-5239

(切り取らずに A4 サイズのまま送信してください)

QRコードからも  
お申し込みいただけます

## 創業セミナー受講申込書(令和8年10月8日、15日、22日)

申込日 / 令和8年 月 日

|              |         |            |         |
|--------------|---------|------------|---------|
| 受講者名         | ふりがな    | 年 齢        |         |
|              | 氏 名     | 歳          |         |
| 住 所          | 〒       |            |         |
| TEL          |         | MAIL       |         |
| 創業済みの方       |         | 今後創業の方     |         |
| 創業<br>年月日    |         | 創業<br>予定時期 |         |
| 業 種          |         | 業 種        |         |
| 事業形態         | (法人・個人) | 事業形態       | (法人・個人) |
| 事業所名<br>(屋号) |         | 創業<br>予定地  |         |

※当該情報は、当セミナー実施機関である三郷町商工会に提出しますが、記載いただいた個人情報は今後、斑鳩町商工会、安堵町商工会、三郷町商工会、平群町商工会が行う諸事業の資料送付、情報提供やアンケート調査等のご案内に利用させていただく場合があります。

## 特定創業支援等事業とは？

本セミナーは、斑鳩町、安堵町、三郷町、平群町が実施する特定創業支援事業の一環として実施しており希望される方は、3日間のカリキュラムをすべて受講いただいた上で創業予定地の商工会の個別相談を2回受けていただくと、「特定創業支援等事業による支援を受けた事の証明」を各町より受けることができます。

証明を受けた事業者は下記の優遇措置を受けることができます。

- ①新たに法人を設立する際の登録免許税の軽減
- ②創業関連保証特例活用時の優遇(信用保証)
- ③日本政策金融公庫の融資制度の優遇
- ④小規模事業者持続化補助金(創業型)の申請対象